第179回藤沢市都市計画審議会 資料 1

議第1号

特定生産緑地の指定について

〇生産緑地地区制度について

生産緑地地区とは

市街化区域内において、緑地機能及び多目的保留地機能を有する農地等を計画的に保全し、良好な市街地形成に資することを目的として指定(都市計画法第8条に規定する「地域地区」の一つ)

生産緑地地区に指定すると

営農の義務→原則、建築物の建築、宅地の造成等が禁止 (行為の制限)



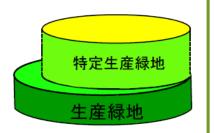
農地以外の用途への転用は認められない

ただし、固定資産税等の税制面での優遇や 相続税の納税猶予制度の適用

〇特定生産緑地制度について

指定から30年を迎える生産緑地地区について

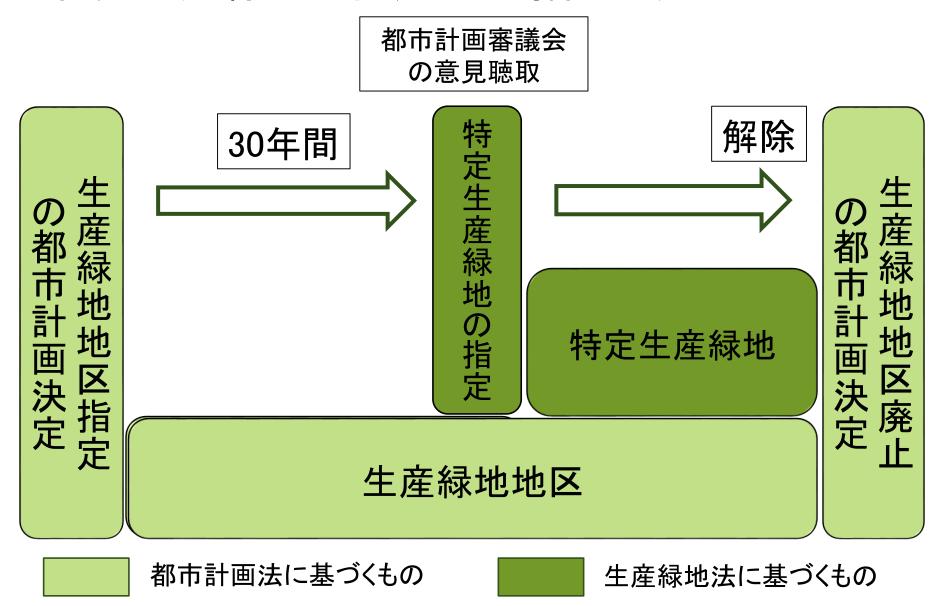
- → 特定生産緑地への指定が可能
- ◆営農の義務(行為の制限)が10年延長
- ◆買取り申出ができるまでの期間が10年延長
- ◆従来の税制優遇措置の継続



特定生産緑地に指定しない場合

- ◆市に対していつでも買取り申出が可能
- ◆固定資産税・都市計画税が段階的に宅地並み課税に移行
- ◆次世代から相続税の納税猶予適用外

〇特定生産緑地の指定及び解除の流れ



〇特定生産緑地の指定基準について

指定基準 1

公共施設等 としての 適地

- ・ 建築基準法第43条の規定に適合するもの
- ・建築基準法第42条に規定する道路又は道等から容易に入ることができる土地で、農地として利用する部分の勾配が30度を超えないもの
- おおむね整形な形状であること

指定基準2

区域の規模

- 300㎡以上であること
- ・物理的に一体的なまとまりを持つ、一団の土地であること(ただし、幅員6m以下の道等であれば、一団の土地とみなす。)

指定基準3

農林漁業

継続可能条件

- ・ 10年以上、継続的な営農ができると判断されるもの
- ・ 適正な肥培管理がされており、隣接家屋の庭等との 区分が明らかなものであるもの
- ・ 原則として、隣接地等へ土砂の流出のおそれのない もの

〇特定生産緑地指定対象について

【今回の指定対象とした生産緑地地区】

<u>平成4年11月13日指定</u>の生産緑地地区 (藤沢市で初めて指定した生産緑地地区)

生産緑地地区の指定から30年を迎える日 →「申出基準日」

特定生産緑地の指定は「申出基準日」までに行う必要がある

→ <u>令和4年11月13日(申出基準日)</u>が 特定生産緑地指定の期限

〇特定生産緑地指定対象について

特定生産緑地指定の申請(藤沢市) →申出基準日を迎える年の2年前の年から受付

【平成4年指定の生産緑地地区】

令和2年6月 特定生產緑地指定申請受付開始

令和3年3月 特定生產緑地指定(第1回目)

令和4年3月 特定生產緑地指定(第2回目)



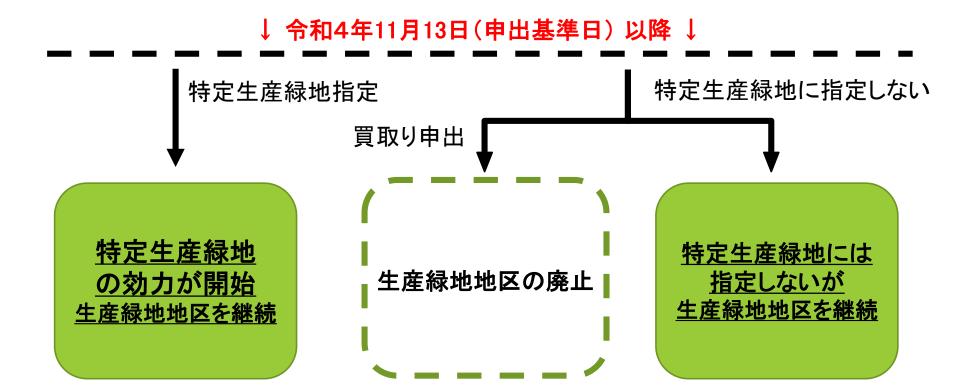
指定できていなかった生産緑地地区(未申請、書類・現地不備等)

~令和4年11月13日 特定生產緑地指定(第3回目)

指定の手続き完了予定

〇申出基準日以降の生産緑地地区について

平成4年11月13日指定の生産緑地地区



〇特定生産緑地指定の状況(平成4年指定生産緑地地区)

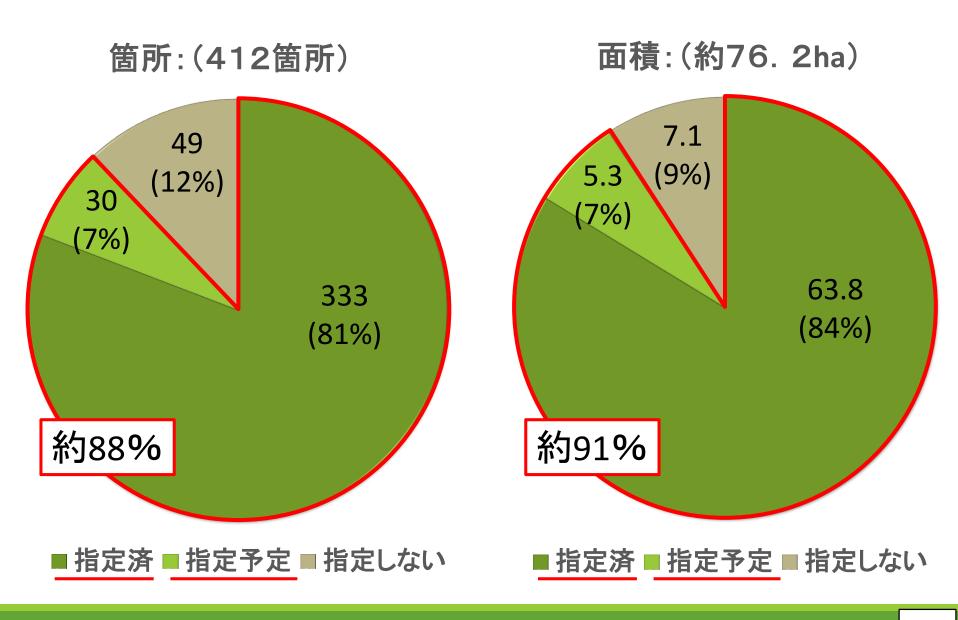
生産緑地地区全体に占める箇所数、面積の内訳

	箇所	面積
生産緑地地区全体	490箇所	約90.1ha
平成4年指定 生産緑地地区	412箇所	約76.2ha
割合	約84%	約85%

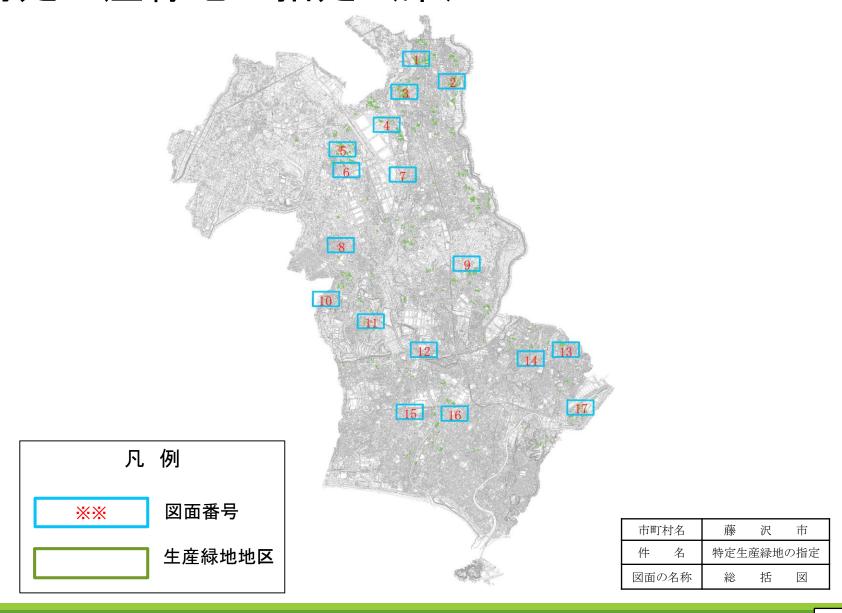
○特定生産緑地指定の状況(平成4年指定生産緑地地区) 特定生産緑地指定の状況(予定)

	筃	所	面積		
指定済	333箇所	81%	約63.8ha	84%	
指定予定	30箇所	7%	約5.3ha	7%	
指定しない	49箇所	12%	約7.1ha	9%	
総数	412箇所	100%	約76.2ha	100%	

〇特定生産緑地指定の内容(平成4年指定生産緑地地区)

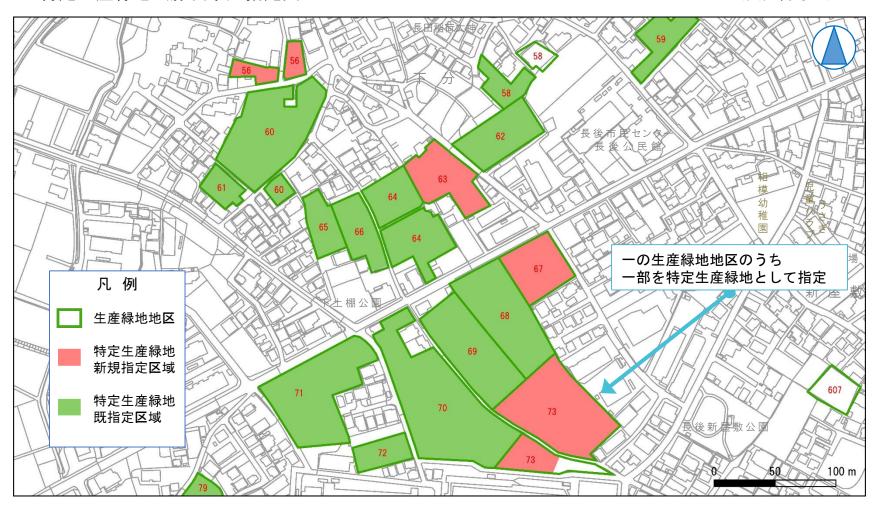


		T		1	T		Т		T.			
特定生産	E緑地番号				面積							
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	位置		生産緑地地区 (都市計画)(㎡)	特定生産緑地(㎡)		申出基準日	図面番号	備考		
番号	枝番号					既に指定されてい る区域	新たに指定する 区域	中田坐平日		ני מוו		
27	-22	長後	中分地内	27	0.7	F00		500	2022年11月13日	1		
27	-22	長後	中分地内		27 580	38	580	2022年11月13日	1			
44	-22	高倉	中島地内	44	3,370	_	2,740	2022年11月13日	2	※生産緑地地区 の都市計画面積 について、錯誤 のため変更予定		
49	-22	高倉	上谷戸地内	49	850	-	850	2022年11月13日	2			
49	-22	高倉	上谷戸地内	49	830			2022年11月13日	7 2			
52	-22	高倉	中島地内	52	2,740	-	2,740	2022年11月13日	2			
	-22	長後	下分地内					2022年11月13日				
56	-22	長後	下分地内	56 1,300	56	56	1,300	_	1,300	2022年11月13日	3	
	-22	長後	下分地内				2022年11月13日					
63	-22	長後	下分地内	63	62	2,110	_	2,110	2022年11月13日	3		
03	-22	長後	下分地内	US	03 2,110		2,110	2022年11月13日	3			
67	-22	下土棚	新屋敷地内	67	1,940	_	1,940	2022年11月13日	3			
	-22	下土棚	新屋敷地内		73 5.460		5,170	2022年11月13日	3	※生産緑地地区 の都市計画面積 について、錯誤 のため変更予定		
ļ	-22	下土棚	新屋敷地内					2022年11月13日				
	-22	下土棚	新屋敷地内					2022年11月13日				
73	-22	下土棚	新屋敷地内	73				2022年11月13日				
/3	-22	下土棚	新屋敷地内		3,400			2022年11月13日				
	-22	下土棚	新屋敷地内					2022年11月13日				
	-22	下土棚	新屋敷地内					2022年11月13日				
	-22	下土棚	新屋敷地内					2022年11月13日				
100	-22	下土棚	五行地内	100	760	_	760	2022年11月13日	4			
102	-22	土棚	土棚地内	102	3,240	-	1,060	2022年11月13日	4			
109	-22	土棚	土棚地内	109	890	_	890	2022年11月13日	4			
121	-22	菖蒲沢	大平地内	121	510	_	510	2022年11月13日	5			



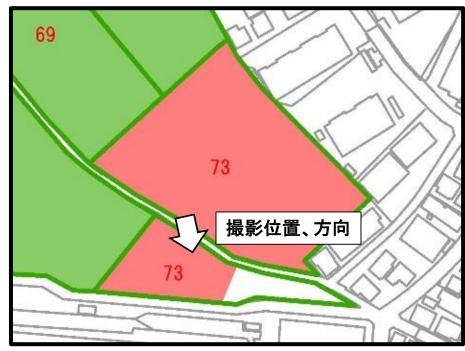
特定生産緑地(藤沢市)指定図

(図面番号 3)



特定生産緑地番号73番 現地写真





〇今後のスケジュールについて

【平成4年指定生産緑地地区】

令和4年8月31日(本日) 都市計画審議会での意見聴取



~令和4年11月13日

特定生産緑地指定の告示

指定の手続き完了

【平成5年指定生產緑地地区】

~令和5年12月24日

特定生産緑地指定の手続き

【平成6年指定生產緑地地区】

~令和6年12月22日

特定生産緑地指定の手続き